

○旧旭東幼稚園園舎条例

平成10年9月28日

市条例第50号

改正 平成20年12月25日市条例第129号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、国指定重要文化財旧旭東幼稚園園舎（以下「旧園舎」という。）を保存するとともに、その活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 旧園舎を岡山市北区二日市町56番地に設置する。

(使用の許可)

第2条 旧園舎を使用しようとする者は、岡山市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可について、旧園舎の保存管理上必要な条件を付することができる。

(使用及び入場の制限)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは使用及び入場を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その他委員会が不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。

(1) 使用許可条件に違反したとき。

(2) 次条に定める禁止行為を行ったとき。

(行為の禁止)

第5条 旧園舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 発火性又は引火性等のある危険物を持ち込むこと。

(2) 指定場所以外で火気を取り扱うこと。

(3) 落書き等により旧園舎の施設を汚損し、又はき損すること。

(4) 許可なく広告若しくはこれに類するはり紙等をし、又は配布すること。

(5) その他委員会が不相当と認めること。

(原状回復等)

第6条 使用者又は入場者は、設備その他の使用を終わったとき、又は使用及び入場の許可を取り消されたときは、管理者の指示に従い、設備その他を原状に復さなければならない。

2 使用者又は入場者は、設備その他をき損し、又は滅失したときは、不可抗力による場合を除くほか、委員会の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、その義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (平成20年市条例第129号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。